

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：令和4年1月25日（火）

担当課：総務部人財課・病院事務局病院総務課

件 名：大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	
提出理由：救急勤務医手当及び専門看護等手当を一部改正するにあたり、その内容について了承を得るため	
内 容： 1. 救急勤務医手当の改正 (1) 背景等 - 市立病院では、地域の基幹病院としての責務を果たすため、救急応需の向上を目指し医師を中心に検討を重ね、病院一体で取り組んできたところである。 - 具体的には、救急の応需事例に関する病院長等による担当医師へのヒアリングの実施、専門領域外として応需となる事例の改善に向けた整形外科の初療マニュアルの作成、本市消防本部救急救命課との連携強化などに取り組んできた。 - こうした取り組みなどの結果、救急応需率の向上が見られた。 - 一方で、医療の高度化、専門化が進むなか、救急患者の症状等に応じた適切な診療科の医師が緊急登院することにより対応している事例がある。 - また、入院患者の急変時にも医師が緊急登院するケースがあり、こうした負担に対する医師の適切な処遇について検討が必要である。 (2) 改正内容等 - 新たな処遇として手当を支給することで、緊急呼出しされる特殊な労働内容を評価し、医師の確保と定着を目指すとともに、二次医療機関として地域の信頼に応えるべく、医療体制の確保を図る。 - 近隣他院における類似、同様の手当の支給額を参考に、支給金額を1勤務あたり10千円とする。 - 支給見込額 200件×10千円/回＝2,000千円/年 (3) その他 - 救急応需件数の増加で二次医療機関として地域医療の中心的な役割を果たすとともに、収益増加も期待できる。なお、救急応需率向上は、市立病院経営計画における重点項目の1つに位置付けている。	2. 専門看護等手当の改正 (1) 背景等 （公社）日本看護協会は、平成6年に専門看護師制度、平成7年に認定看護師制度を創設しており、市立病院は、卓越した看護技術と知識を有する者として、平成28年度から専門看護等手当を支給し、資格を活かした良質な医療業務に対する実績を評価し適正に処遇している。 専門看護業務 日額3,000円 認定看護業務 日額2,000円 - 国は、平成27年度から「特定行為に係る看護師の研修制度」を創設し、研修を受けた看護師（以下「特定看護師」という。）は医師が作成した手順書により医師の指示を待つことなく診療の補助（特定行為）を行えることとした。 - 市立病院では令和3年度よりこの研修を修了した特定看護師1人を手術室に配置し、麻酔前から麻酔後の患者に対する特定行為を行っている。 - 専門看護師、認定看護師と同様に特定看護師に対しても適正な評価と処遇を行う必要がある。 (2) 改正内容等 - 特定看護師の業務は、高度な知識と技術を要する業務であり一般の看護業務より患者の身体に与える影響が大きくかつ難易度の高い行為を含んでいる。また、研修修了までの修学期間は専門看護師と同程度もしくは短いことから手当額は専門看護師と同額とし、規定を追加する。 特定看護業務 日額3,000円 - 支給見込額 120日×3千円/日＝360千円/年
経 過 H 6. 5 （公社）日本看護協会が専門看護師制度創設 H 7. 5 （公社）日本看護協会認定看護師制度創設 H27.10 国が「特定行為に係る看護師の研修制度」創設 H28. 4 専門看護等手当の開始 R 3. 4 救急業務対策委員会にて応需率向上の検討 特定看護師を手術室に配置	今後の予定 R4.3 議案提出 R4.4 改正条例の施行（R4.4月実績から手当支給）